

平成30年度海外留学奨励金募集要項

1. 目的

北海道教育大学に在学する学生の海外留学を促進し、グローバル社会で活躍できる人材の育成を図るため、海外留学する学生に経済的援助として奨励金を支給する。

2. 応募条件

本学の学部、大学院及び養護教諭特別別科に在学する学生で、以下の海外留学を行う者

- (1) 海外の大学もしくは短期大学に6ヶ月以上留学する者（協定による交換留学の場合は当該協定に定める期間）
- (2) 本学が指定する3ヶ月以上の海外語学研修
- (3) 本学が指定する海外短期プログラム

3. 支給対象者の条件

- (1) 留学の目的及び計画が明確で、留学による効果が期待できる者
- (2) 留学期間終了後、本学に戻り学業を継続する者
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構の海外留学支援制度奨学金又はそれに準ずる奨学金（以下、「海外留学支援制度奨学金等」という。）を受給していない者
- (4) 過去に本奨励金を受給していない者

※ (5) 本学が定める授業料免除の全額免除基準に該当する者

4. 奨励金の額

留学にかかる往復航空運賃及び海外旅行保険料の合計額とする。ただし、以下の区分に応じた金額を上限とする。

- | | |
|------------------------------|------|
| (1) 6ヶ月以上の海外留学及び3ヶ月以上の海外語学研修 | 20万円 |
| (2) 海外短期プログラム | 8万円 |

5. 支給対象人数

奨励金の支給人数は、予算額を勘案して決定する。

6. 奨励金の取消及び返納

奨励金受給者が次のいずれかに該当することとなった場合は、奨励金支給の取り消し、または奨励金の全額もしくは一部を返納させる。

- (1) 海外留学支援制度奨学金等の受給者となったとき
- (2) 本人の意志により留学を中止したとき
- (3) 退学したとき
- (4) その他、国際交流・協力センター長が不適格と認めたとき

7. 応募方法

「平成30年度北海道教育大学海外留学奨励金申請書」に必要事項を記載の上、単位修得成績証明書と合わせて各校学務グループ（札幌校は国際課）に提出すること。

8. 選考

奨励金は、応募のあった学生について選考を行い決定するものとする。

9. 受給手続き

奨励金の支給対象者となった者は、往復航空運賃及び海外旅行保険の領収書（写）を提出すること。なお、長期の海外留学で出発時に片道の航空券のみ購入の場合は、片道航空運賃の領収書で差し支えない。

10. 報告書

海外留学終了後、別に定める様式により海外留学報告書を提出するものとする。

11. その他

【問い合わせ先】（応募条件、支給対象者の条件（※3.（5）など）、応募時期等）
各校学務グループ（札幌校は国際課）